

水道記念館学習施設運営等業務委託公募型プロポーザル 募集要項

1 案件名称

水道記念館学習施設運営等業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 目的と概要

水道記念館は、大阪市水道通水 100 周年記念事業として、水道の歴史や仕組み、水道水源環境に関する知識の普及啓発を図るため、柴島浄水場の旧「第 1 配水ポンプ場」（大正 3 年から昭和 61 年までの本市水道の主力ポンプ場）を保存活用し、平成 7 年 11 月に開館した。

平成 27 年からは、水道事業の役割や水の大切さ、浄水場の仕組みなどについて、より一層理解を深めていただけるよう、個性あふれるキャラクター（じょう水ジョーと大阪水フレンズ）の映像や、グラフィックパネルを用いてわかりやすく紹介する学習施設となっており、市内の小学生や一般の方を対象とした浄水場見学の受入れ、各種イベントの実施及び土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（ただし、12 月から 2 月までの冬季を除く。）・春休み・夏休み期間中に一般開放などを行っている。

本業務委託の範囲は、水道記念館学習施設における①イベントの企画・運営、②来館者の対応、③浄水場見学・出前水道教室の実施及びプログラムの改良、④展示設備の維持管理及び展示内容の企画・変更、⑤施設の日常管理など施設の運営に係る業務全般を行うものである。

これらを包括的に委託することで、イベント、浄水場見学、出前水道教室及び展示内容を相互に連携させ、より魅力的な内容とすることが可能と考えられ、お客さまの満足度向上、大阪市水道局への認知度向上及びイメージアップを図ることを目的として民間事業者から広く企画提案を募集するものである。

【参考】水道記念館学習施設

[水道局ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000412074.html>]

[大阪の水をささえる：https://www.youtube.com/watch?v=_10pg-8Clw]

[水道局 YouTube：<https://www.youtube.com/channel/UCjs3hkhf-AnwSksFMrupsiw>]

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 87, 351, 000 円（消費税及び地方消費税**含む**）

<内訳>

令和 3 年度上限額 金 46, 943, 000 円（消費税及び地方消費税**含む**）

令和 4 年度上限額 金 40, 408, 000 円（消費税及び地方消費税**含む**）

(4) 履行期間

令和3年4月1日～令和4年12月31日

(5) 履行場所

水道記念館（大阪市東淀川区柴島1丁目3-1）ほか

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要な経費は、契約金額に含まれるものとし、当局は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 当局から提供可能な素材等

参加者のうち希望者には、当局の広報媒体である「デザインガイド（データ）」、「パンフレット（資料）」、「簡易版年表（資料）」をメール等にて提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市水道局契約規程に基づき、委託契約を締結する。契約内容は当局と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後は発注者にて検査を行い、検査に合格した後、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書」のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

(5) 再委託について

別紙「仕様書」のとおり

(6) その他

ア 原則として、提案した事業内容を実施しなければならないが、当局との協議により修正する場合がある。

イ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加資格等

次の事項をすべて満たす者とする。ただし、(1)、(2)については、いずれか一方に該当する者とする。

(1) 令和元・2・3年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）「04:映画等

制作・広告・催事、印刷 03：催事」において登録されている者であること。

- (2) 令和元・2・3年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）において登録されていない者については、公告時点において、引き続き1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納（ただし、各徴税官庁より新型コロナウイルスの影響による「特例制度」により徴収猶予が適用されていることが確認できる場合を除く。）していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 現地見学会に参加していること。

5 スケジュール（予定）

・公募開始	令和2年11月26日（木）
・現地見学会受付	令和2年11月26日（木）～12月1日（火）午後5時
・現地見学会	令和2年12月3日（木）午前／午後・4日（金）午前 ※いずれか1回
・質問受付	令和2年11月26日（木）～12月8日（火）午後5時
・質問に対する回答	令和2年12月11日（金）予定
・参加申込の提出期限	令和2年12月17日（木）午後5時まで
・参加資格結果通知	令和2年12月22日（火）予定
・企画提案書の受付期間	令和2年12月22日（火） ～令和3年1月20日（水）午後5時
・プレゼンテーション審査	令和3年2月3日（水）
・選定結果の通知	令和3年2月中旬
・契約締結、業務開始	令和3年4月1日（木）
・業務完了	令和4年12月31日（土）

6 参加手続き等に関する事項

- (1) 参加資格書類の提出及び参加資格審査結果通知
 - ア 提出書類
 - (ア) 水道記念館学習施設運営等業務委託公募型プロポーザル参加申込書兼誓約書【様式3】
 - (イ) 会社案内等の事業概要がわかるパンフレット等（様式自由）
 - (ウ) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（申請時点で発行から3か月以内のもの：原本）
 - (エ) 使用印鑑届【様式4】

- (オ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）（申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可）
 - (カ) 直近2期分決算報告書（押印必要）
（財産目録、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書）
 - (キ) 税務署が発行する直近2箇年分の消費税及び地方消費税の納税証明書
（税務署の様式その3又はその3の3様式）
（提出日前3ヵ月以内に発行されたもの）
 - (ク) 直近2箇年分の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書
（提出日前3ヵ月以内に発行されたもの）
ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が提出できない場合には、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。
 - (ケ) 新型コロナウイルスの影響による「特例制度」により徴収猶予が適用されている場合それを確認できる書類
- ※(ウ)～(ケ)は大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できる。
【様式3】に承認番号を記載すること。

イ 提出期間

令和2年11月26日（木）～令和2年12月17日（木）
土日、祝日を除く午前9時30分から午後5時までとする。
（但し、午後0時15分～午後1時00分を除く。）

※上記期間内必着のこと。

ウ 提出方法

提出期限までに、「9 提出先・問合せ先（事務局）」まで持参すること。
持参のほか、送付での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。また、メール、FAXによる提出は不可とし、受付後の提出の撤回、取消し、変更並びに返却はできない。

エ 参加資格審査結果通知

すべての参加者に対し、令和2年12月22日（火）頃に、【様式3】の「3 連絡先」に記載のメールアドレスあてにメールで通知する。

(2) 質問の受付・回答

ア 受付期間

令和2年11月26日（木）～令和2年12月8日（火）午後5時

イ 受付方法

「質問書」【様式1】に質問事項を簡潔にまとめて記載し、受付期限までに、「9 提出先・問合せ先（事務局）」の電子メールアドレス宛てに、開封確認の要求機能を設定のうえ、送付すること。なお、電子メールのタイトルは「【質問書】水道記念館学習施設運営等業務委託（会社名）」とすること。口頭または電話による質問及び、締め切り以降の質問は受け付けない。

ウ 質問に対する回答

令和2年12月11日（金）に当局ホームページに掲載し、個別に回答はしない。

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000026189.html>

(3) 現地見学会について

ア 受付期間

令和2年11月26日（木）～令和2年12月1日（火）午後5時

イ 内容

水道記念館内等の見学及び当局が実施している浄水場見学に参加いただく。

その際、「浄水場見学のルート及び説明文」「水道水ができるまで」「浄水処理実験キットに関するマニュアル」「水の流れツアーのしおり」を提供する。

ウ 受付方法

「水道記念館学習施設運営等業務委託現地見学会参加申込書」【様式2】に必要事項を記載し、受付期限までに、「9 提出先・問合せ先（事務局）」の電子メールアドレス宛てに、開封確認の要求機能を設定のうえ、送付すること。なお、電子メールのタイトルは「【現地見学会参加申込】水道記念館学習施設運営等業務委託（会社名）」とすること。口頭または電話による申し出は受け付けない。

エ 開催日時

令和2年12月3日（木）午前／午後・4日（金）午前 ※所要時間 90分～120分
受付は、水道記念館正門前にて行う。

オ その他

- (ア) 見学会では、現地での質問には答えない。質問は、本募集要項の「6 参加手続き等に関する事項（2）質問の受付・回答」に記載された方法で提出すること。
- (イ) 写真撮影、設置スペースの計測等を行うことは可能とする。ただし、撮影や計測に必要な機材等は参加者各自で用意すること。
- (ウ) 駐車場は使用可とする。
- (エ) 見学会の参加者は、1事業者につき3名までとする。また、見学会に参加していない事業者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(4) 企画提案書等の作成及び提出について

ア 提出書類

企画提案書（副本）には、参加者を特定できる内容（社名、ロゴマーク、メールアドレス等）は記載しないこととし、提案書等に使用する言語は日本語とする。

(ア) 経費見積書【任意様式】

浄水場見学1クラスあたりの単価、出前水道教室1回あたりの単価、水道記念館イベント各回の単価、水の流れツアー1回あたりの単価を示すこと。

(イ) 次の①～⑤の項目が記載された企画提案書【任意様式】

※A4版とする。なお、やむを得ずA3版を使用する場合は、Z折りによりA4サイズに折り込むこと。

※ページ数は、表紙、目次を含めず 20 ページ以内とし両面印刷すること。なお、A3 版を使用する場合は、1 面を 2 ページと換算する。

- ① 本業務に対する考え方、実施方針・計画（広報計画・スタッフへの教育等）
 - ② 浄水場見学・出前水道教室の企画運営にかかる実施内容（実施体制・人員配置、安全に対する工夫）
 - ③ 令和 3 年度の記念館イベント及び水の流れツアーの企画運営にかかる実施内容（実施概要、行程表、アピールポイント、配置スタッフ数、安全に対する工夫、レイアウトイメージなどを具体的に記載すること）
 - ④ 浄水場見学・出前水道教室のプログラム改良及び実施に向けた概要計画
 - ⑤ 水道記念館の新たな展示内容及び浄水場見学ルート上のパネル等にかかる企画
- (ウ) 業務実績調書【様式 5】
過去 5 年間に、ワークショップ等のイベント開催及び施設の運営を行った実績を記載すること。

イ 提出部数

- (ア) 経費見積書 1 部
- (イ) 企画提案書 正本 1 部及び副本 8 部
(ただし、副本については参加者名やその他参加者を推測させる文言を記載しないこと。)
- (ウ) 業務実績調書 1 部

ウ 提出期限

令和 3 年 1 月 20 日（水）午後 5 時まで

エ 提出方法

提出期限までに、「9 提出先・問合せ先（事務局）」まで提出すること。
持参のほか、送付での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。また、メール、FAX による提出は不可とし、受付後の提出の撤回、取消し、変更並びに返却はできない。

(5) プレゼンテーション

企画提案に関する書類を提出した事業者について、事業者ごとに企画のプレゼンテーションを行う。なお、企画プレゼンテーションに出席しない場合は、応募を辞退したものとみなす。

ア 実施日 令和 3 年 2 月 3 日（水）

イ 場所 大阪市水道局庁舎内会議室（大阪市住之江区南港北 2-1-10 9 階）予定

ウ 内容・方法

企画提案書など提出資料を使用し、企画提案について説明を行うこと。

※時間等の詳細は、令和 3 年 1 月 29 日（金）までに連絡する。

※審査の結果については、書面にて通知する。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、選定会議を開催し、次の評価項目についての意見を聴取の上、当局で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者（以下「選定委員」という）で構成する。

<選定方法>

- (1) 選定は、参加者から提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、大阪市水道局内に設置する選定会議にて行う。
- (2) 選定委員は、下表「提案内容評価表」に基づいて採点を行う。
- (3) (2) による採点結果の合計点が最も高い者を受注予定者とする。
- (4) (3) において、合計点が最も高い者が複数ある場合は、下表「提案内容評価表」の評価項目のうちア、カの合計点数が高い者を受注予定者とし、同点の場合は、評価項目エ、ク、ケの合計点数が高い者を受注予定者とする。
- (5) (4) において、なお複数ある場合は、くじ引きにより決定する。
- (6) 選定委員の1人あたりの点数は100点で合計300点とする。ただし、各委員の採点結果の合計が180点に満たない場合は、選考対象に不十分として除外する。

<失格事項>

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要項に違反した場合
- (3) 見積金額が契約上限額を上回った場合
- (4) 公告の日から契約締結までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

<中途辞退>

参加者は、企画提案書等を提出後も、「水道記念館学習施設運営等業務委託公募型プロポーザル参加辞退書」【様式6】を「9 提出先・問合せ先（事務局）」に持参または送付で提出することにより、参加を辞退することができるものとする。

<選定結果の通知及び公表>

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、当局ホームページに掲載する。

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/category/3512-8-0-0-0-0-0-0-0.html>

<契約の締結>

当局と受注予定者との間で、当局指定の「業務委託契約書」により随意契約による契約手続きを速やかに行う。

<次順位者の繰上げ>

受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画競争において総合点が次順位以下となった参加者のうち、総合点が上位の者から順に交渉を行うものとする。

提案内容評価表

審査項目		審査基準	配点
業務 の実 現 可 能 性	ア 実現遂行力	①水道記念館の運営が円滑に行われるような人員の配置計画が提案されているか。また、急な欠員への補てんや緊急時・混雑時期の人員配置の工夫や対応は効果的な内容が提案されているか。	30
		②事前研修等を通じて、接客マナー等の向上に関する工夫や従事者への教育の実施方法は効果的な内容となっているか。	60
	イ 類似業務の実績	③過去5年間に、公共施設・民間施設を問わず、ワークショップ等のイベント開催及び施設の運営を行った実績があるか。	15
	ウ 見積価格の妥当性	④事業費の積算は、適切な人件費等の算出がされているか。また、必要となる経費が適切かつ妥当な金額となっているか。	30
企 画 内 容	エ 概要計画	⑤水道記念館の役割を踏まえ、浄水場見学プログラムの改良等について、効果的に課題解決や目標達成に向けた概要計画が作成されているか。	30
	オ 館内展示	⑥水道記念館来館者の理解が進むような展示案内等、新たなアイデアにより施設の魅力が向上するような提案がなされているか。	15
	カ イベントの実施	⑦提案するイベント内容が、未就学児から小学生の知的好奇心や興味を引き出す魅力的な内容となっているか。保護者の視点からも、子どもにとって行く価値があるイベントであると思わせるような内容となっているか。	30
	キ 広報活動	⑧効果的な広報や市内外への情報発信に関する業務について、実現可能な提案がなされているか。	15
	ク 事業の目的及び業務内容の理解度	⑨「水」をテーマとした展示案内やイベントを的確に取り入れ、当施設の目的に沿った構成になっているか。	15
⑩施設の役割、運営管理の基本的考え方を理解した上で提案がなされているか。		30	
安 全 性	ケ 安全性	⑪水道記念館来館者の安全性、特に未就学児から小学生までの児童にも配慮されたイベントとなっているか。また、浄水場見学において、スタッフ数に対し、無理のない人数の受け入れ態勢等を考慮しているか。	30
合 計			300

8 その他

(1) 提案に要する費用・条件等

ア 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和3年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

イ 企画提案書の作成にかかる費用は、参加者の負担とする。

(2) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(3) 全ての企画提案書は返却しない。

(4) 提出された企画提案書は、審査・業務選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。

(5) 提出期限後の書類の差替え等は認めない。

(6) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(7) 本プロポーザルは受注候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、当局と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容に沿うものではない。

9 提出先・問合せ先（事務局）

(1) 担当課：大阪市水道局総務部総務課【担当：田邊・田原】

(2) 住所：大阪市住之江区南港北2-1-10 ATC ITM 棟9F

(3) 電話番号/FAX 番号：06-6616-5404/06-6616-5409

(4) 電子メールアドレス：syomu@suido.city.osaka.jp

(5) 受付時間：土日、祝日を除く午前9時30分から午後5時までとする。